

令和8年
(2026年) 1月27日

No.1600

発行 | 渋谷区
編集 | 広報コミュニケーション課
所在地 | 〒150-8010 宇田川町1-1
電話 | 03-3463-1211 (代表)

選挙
特集号

選挙に関するお問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎03-3463-3115

☎03-5458-4945

投票日当日の投票時間
7:00~20:00

2月8日(日)は 衆議院議員選挙【小選挙区選出(東京都第7区)・比例代表選出】、 最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

投票できる人

次の要件に該当する人(渋谷区の選挙人名簿に登録されている人)が、渋谷区で投票できます。

- 平成20年2月9日までに生まれた日本国籍を有する人
- 令和7年10月26日までに渋谷区に転入の届け出をし、令和8年1月26日(選挙人名簿の登録基準日)まで引き続き3か月以上の住民登録がある人、または渋谷区から転出した人で、転出前の住民登録期間が引き続き3か月以上あった人(転出後4か月を経過した人を除く)

最近、転入や転出、転居した人は注意してください

渋谷区に転入した人

令和7年10月27日以降に転入の届け出をした人は、渋谷区では投票できません。前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、前住所地で投票できる場合があります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

渋谷区から転出した人

▼令和7年10月7日までに転出した人 原則として渋谷区では投票できません。ただし、9月28日から10月7日までに転出した人は、期日前投票に限り投票できる場合があります。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

▼令和7年10月8日から10月26日までに転出した人 渋谷区では投票できない場合があります。新住所地の選挙人名簿に登録されている人は、新住所地で投票することができます。詳しくは、新住所地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

▼令和7年10月27日以降に転出した人 渋谷区の選挙人名簿に登録されている人は、渋谷区での投票となります。この場合、新住所地では投票できません。

渋谷区内で転居した人

渋谷区の選挙人名簿に登録されていて、令和8年1月17日以降に転居の届け出をした人の投票所は、転居前の住所地の投票所になります。

投票所入場整理券

世帯全員分を封書で郵送します。自身の名前が書かれている「投票所入場整理券」を投票所へ持参してください。渋谷区の選挙人名簿に登録されている人であれば、「投票所入場整理券」が届かない場合や紛失した場合も期日前投票を含め投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

※「投票所入場整理券」は1月27日に郵便局へ持ち込んでいます。1月29日以降順次発送となるため、2月に届く場合があります。ご理解をよろしくお願いいたします。

投票の流れ・記載方法

投票所へ入場後、受付の名簿対照係に「投票所入場整理券」を提出してください。

▼衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査

- 小選挙区選出議員選挙 ▶投票用紙の色 水色
小選挙区(東京都第7区)選出の候補者1人の氏名を記載してください。
- 比例代表選出議員選挙 ▶投票用紙の色 桃色
名簿届出政党などの名称または略称を1つ記載してください。
- 最高裁判所裁判官国民審査 ▶投票用紙の色 緑色
辞めさせたい裁判官には×印を記載してください。辞めさせたくない裁判官には何も記載しないでください。

※投票所では、スマートフォンやカメラの使用(撮影・通話・閲覧など全て)はできません。ただし、係員は選挙事務のために使用する場合があります。

※「投票済証」が必要な人は、係員に申し出てください。

候補者を知るには

公営ポスター掲示場

区内各所に候補者ポスターの掲示場を設置する予定です。

選挙公報

選挙公報は、立候補届け出の受付日である1月27日以降に候補者から提出された原稿に基づいて作成されます。立候補届け出の受付日の翌日から期日前投票が始まりますが、作成に時間を要するため、直ちには配布できません。ご理解をよろしくお願いいたします。

※東京都選挙管理委員会のウェブサイトでは、配布前に閲覧が可能です。

▼下記の場所にも順次、設置します。 ※いずれも在庫に限りがあります。

- 設置場所
- 区役所本庁舎 (・1階・2階総合案内 ・3階住民戸籍課)
(・15階選挙管理委員会事務局)
 - 出張所・区民サービスセンター
 - 地域交流センター ■ 図書館 ■ 社会教育館
 - 区内の郵便局 ■ 各投票所(期日前投票所を含む)

不在者投票

不在者投票は、1月28日から2月7日まで行うことができます。郵送などでのやり取りが必要になるため、早めに手続きをお願いします。

●区外滞在先での投票

渋谷区の選挙人名簿に登録されている人で、選挙の期間中(公示日翌日から投票日前日までの期間)に出張や用事などで渋谷区外に滞在する人は、事前に投票用紙などを渋谷区選挙管理委員会に請求することで、滞在先の選挙管理委員会の指定する場所で不在者投票を行うことができます(投票できる場所や日時は、滞在先の選挙管理委員会に確認してください)。投票用紙などは、郵送で「不在者投票請求書」を渋谷区選挙管理委員会に請求して入手するか、またはオンライン申請により請求してください。

※「不在者投票請求書」は区ポータルからもダウンロードできます。オンライン申請には、マイナンバーカードとスマートフォン専用アプリが必要です。



▲区ポータル

●郵便などによる投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証(要介護5のみ対象)を交付されている人は、障がい・傷病・要介護状態の程度・内容に応じて、郵便などによる不在者投票ができる制度があります。この制度を利用するには、「郵便等投票証明書」が必要です。新たにこの制度を利用する場合は、手続きに日数を要しますので、注意してください。すでに「郵便等投票証明書」を持っている人には、別途案内を送付しています。投票するには、2月4日17:00(必着)までに投票用紙などの請求が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

●病院・老人ホームなどの施設での投票

施設内で不在者投票を行うことができます。入院・入所している施設へ確認してください。

在外選挙人名簿に登録されている人

一時帰国などを行っている場合や、最近国内への転入の届け出をした人で渋谷区の選挙人名簿に登録されていない場合は、渋谷区役所や滞在先などの選挙管理委員会が指定する場所で投票することができます。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

車いすなどを使用する人

- 各投票所では、車いす・車いす用記載台・点字器・老眼鏡・イラストを指さすコミュニケーションボードなどを用意しています。
- 自身で投票用紙の記入が難しい場合など、投票所で支援が必要な場合は、申し出または「投票所入場整理券」に同封の「投票支援カード」の提出により、代理投票や介助を受けることができます。

車での来場について

- 期日前投票に車で来場する人は、渋谷区役所を利用してください。区役所隣接の渋谷区役所前公共地下駐車場が利用できます。
- 車いすを使用する人などは、区役所庁舎内の駐車場を利用できます。
- 投票日(2月8日)は、各投票所への車での来場はできません。

期日前投票は区内全ての期日前投票所で投票可能です

投票日(2月8日)に投票所へ行けない場合は、期日前投票を活用してください。

期日前投票を行う場合は、「投票所入場整理券」の裏面に必要事項を記入の上、持参してください。

なお、渋谷区の選挙人名簿に登録されている人であれば、「投票所入場整理券」が届かない場合や紛失した場合も期日前投票を含め投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票所

場所	期間	時間
① 渋谷区役所 1階ロビー	1月28日(水)~2月7日(土)	8:30~20:00
② 地域交流センター上原 4階区民交流室A	2月1日(日)~2月7日(土)	
③ 幡ヶ谷社会教育館 2階展示室(大)		
④ 千駄ヶ谷社会教育館 3階学習室(大)		
⑤ リフレッシュ氷川 2階多目的室C		

※最高裁判所裁判官国民審査は、2月1日(日)から期日前投票ができます。

① 渋谷区役所 (宇田川町1-1)



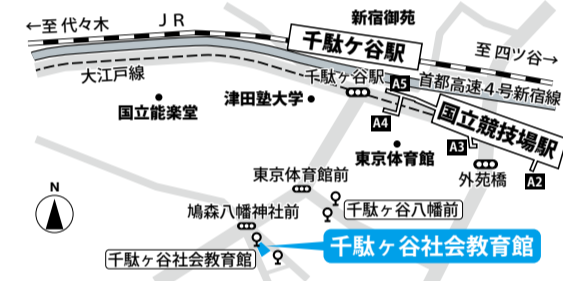
- ▶「渋谷駅」徒歩11分
- ・山手線・埼京線・湘南新宿ライン
- ・東横線・田園都市線
- ・井の頭線
- ・銀座線・半蔵門線・副都心線
- ▶「渋谷区役所前」「渋谷区役所」バス停 徒歩1分

② 地域交流センター上原 (上原1-18-6)



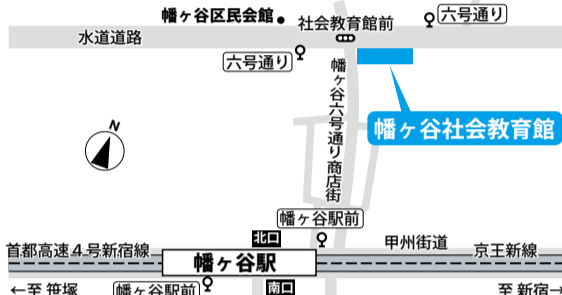
- ▶小田原線・千代田線「代々木上原駅」徒歩6分
- ▶京王バス・ハチ公バス(丘を越えてルート)「上原二丁目」徒歩2分

④ 千駄ヶ谷社会教育館 (千駄ヶ谷1-6-5)



- ▶JR「千駄ヶ谷駅」・大江戸線「国立競技場駅」徒歩5分
- ▶都営バス「千駄ヶ谷八幡前」徒歩3分
- ▶ハチ公バス(神宮の杜(もり)ルート)「千駄ヶ谷社会教育館」前

③ 幡ヶ谷社会教育館 (幡ヶ谷2-50-2)



- ▶京王新線「幡ヶ谷駅」・京王バス「幡ヶ谷駅前」徒歩10分
- ▶京王バス・ハチ公バス(春の小川ルート)「六号通り」徒歩2分

⑤ リフレッシュ氷川 (東1-26-23)



- ▶「渋谷駅」徒歩10分
- ▶都営バス「並木橋」徒歩2分
- ▶ハチ公バス(夕やけこやしルート)「渋谷車庫前」徒歩2分

投票日(2月8日)の投票所と投票区域

車での来場はご遠慮ください。

投票区	投票所	投票区域
1	加計塚小学校 恵比寿4-21-10	恵比寿1丁目1~23・34・35、 恵比寿3丁目1~35、恵比寿4丁目
2	恵比寿社会教育館 恵比寿2-27-18	恵比寿2丁目、恵比寿3丁目36~49
3	臨川幼稚園 広尾1-9-17	恵比寿1丁目24~33、広尾1丁目6~12、 広尾2丁目10~16・18~22、広尾5丁目
4	広尾小学校 東3-3-3	広尾1丁目1~5・13~16、広尾2丁目1~9、 広尾3丁目12・13、東3丁目
5	日本赤十字看護大学 広尾4-1-3	広尾2丁目17、広尾3丁目1~11・14~17、 広尾4丁目
6	常磐松小学校 東1-7-10	東1丁目、東2丁目、東4丁目、渋谷3丁目、 渋谷4丁目
7	長谷戸社会教育館 恵比寿西1-23-4	恵比寿南1丁目、恵比寿南2丁目、恵比寿南3丁目、 恵比寿西1丁目、恵比寿西2丁目
8	猿楽小学校 猿楽町12-35	代官山町、猿楽町、鉢山町、鶯谷町
9	文化総合センター大和田 桜丘町23-21	桜丘町、南平台町、道玄坂1丁目
10	地域交流センター大向 松濤1-26-6	道玄坂2丁目10~28、円山町、神泉町、 松濤1丁目、松濤2丁目、神山町12~43
11	渋谷区役所 宇田川町1-1	道玄坂2丁目1~9・29・30、神山町1~11、 宇田川町、神南1丁目、神南2丁目、代々木神園町2
12	美竹の丘・しゅぶや 渋谷1-18-9	渋谷1丁目、渋谷2丁目、神宮前5丁目20~53、 神宮前6丁目16~27
13	神宮前小学校 神宮前4-20-12	神宮前1丁目7~18、神宮前4丁目1~5・8~15・17~32、 神宮前5丁目1~19、神宮前6丁目1~15・28~35
14	りばあさいど原宿 神宮前3-18-33	神宮前2丁目1~20、神宮前3丁目、 神宮前4丁目6・7・16
15	SCC千駄ヶ谷コミュニティセンター 神宮前1-1-10	代々木神園町1、千駄ヶ谷2丁目、千駄ヶ谷3丁目、 神宮前1丁目1~6・19~24、神宮前2丁目21~35
16	鳩森小学校 千駄ヶ谷5-9-1	千駄ヶ谷1丁目、千駄ヶ谷4丁目、千駄ヶ谷5丁目、 千駄ヶ谷6丁目

投票区	投票所	投票区域
17	地域交流センター代々木の社 代々木2-35-1	代々木1丁目、代々木2丁目、代々木3丁目19
18	代々木山谷小学校 代々木3-47-1	代々木神園町3・4、代々木3丁目1~18・20~60、 代々木4丁目1~36・39・40
19	幡代小学校 初台1-32-12	初台1丁目、初台2丁目14~24・29~31、本町1丁目 1~12・32~59、代々木4丁目37・38・41~62
20	代々木中学校 西原1-46-1	西原1丁目1~9・23~50、元代々木町43~55、 初台2丁目1~13・25~28
21	YCC 代々木八幡コミュニティセンター 代々木5-1-15	代々木5丁目
22	富谷小学校 上原1-46-4	上原1丁目1~20・36~47、 富ヶ谷1丁目1~19・43~53、元代々木町1~42
23	はつらつセンター富ヶ谷 富ヶ谷2-27-12	上原2丁目1~13・16~19・26~28、 富ヶ谷1丁目20~42、富ヶ谷2丁目
24	上原社会教育館 上原3-13-8	上原1丁目21~35、上原2丁目14・15・20~25・ 29~48、上原3丁目、大山町1~20・35~38・43~47
25	西原小学校 西原2-22-1	西原1丁目10~22、西原2丁目1~49、 西原3丁目、幡ヶ谷1丁目1~5・30~34
26	JICA東京(別館) 西原2-49-5	西原2丁目50~53、大山町21~34・39~42、 笹塚1丁目1~8・50~53、幡ヶ谷1丁目6~29
27	笹塚幼稚園(私立) 笹塚1-28-6	笹塚1丁目9~49・54~64
28	笹塚中学校 笹塚3-10-1	笹塚2丁目、笹塚3丁目
29	中幡小学校 幡ヶ谷3-49-1	幡ヶ谷2丁目20~38・55・56、 幡ヶ谷3丁目7~17・22~81
30	幡ヶ谷区民会館 幡ヶ谷3-4-1	本町1丁目13~31・60~63、本町6丁目1~7・17~43、 幡ヶ谷2丁目1~19・39~54、幡ヶ谷3丁目1~6・18~21
31	本町CC本町コミュニティセンター 本町4-39-1	本町2丁目8~32、本町4丁目22~54、 本町5丁目、本町6丁目8~16
32	渋谷本町学園 本町4-3-1	本町2丁目1~7・33~48、本町3丁目、 本町4丁目1~21

選挙に関する詳細や投開票経過および結果は、区ポータルを確認してください。

選挙管理委員会事務局 ☎03-3463-3115 ☎03-5458-4945

区ポータル▶

